

□今回（H27.3）の維持管理編（河川編）の改訂ポイント

1. 法改正等を踏まえた改定

河川法の改正に合わせ、河川砂防技術基準維持管理編（河川編）の改定を行う。

- 河川法改正に伴う維持・修繕の義務化と、同政令等における河川管理施設等の維持・修繕の技術的基準等を反映

2. 「必須」、「標準」、「推奨」等の体裁の変更

河川砂防技術基準の適用上の位置づけを明確にするため、基準の適用上の位置づけを「考え方」、「必須」、「標準」、「推奨」、「例示」に分類し、体裁を変更する。

| 区分 | 大河川 (直轄) | 中小河川 (自治体) | 適用上の位置づけ |
|----|-------------|---------------|--|
| 必須 | ◎ | ◎ | <ul style="list-style-type: none"> 法令等で義務化されている行為 普遍的な事項 |
| 標準 | ○ | ○ | <ul style="list-style-type: none"> 大河川、中小河川で実施すべき行為、実施可能な行為 大河川では実施し、中小河川では行為の実施規模・回数等の内容を適切に設定し実施する行為 |
| | ○ | — | <ul style="list-style-type: none"> 大河川では実施すべき行為（中小河川については推奨行為） |
| 推奨 | △ | △ | <ul style="list-style-type: none"> 実施により、より良い効果が期待される行為 先進的な技術行為 |
| | — | △ | <ul style="list-style-type: none"> 中小河川においても実施することが望ましい行為（大河川では標準的実施行為） |
| 例示 | — | — | <ul style="list-style-type: none"> 実施内容に対する具体的な事例 |

【実施度合】

◎：行為を必ず実施する。

○：特段の事情がない限り、行為を標準的に実施する。

△：必要に応じて実施する。

—：区分に該当しない。（例示については行為とならないため“—”と表示）

3. 【答申】後の主な取り組みに伴う改定

「安全を持続的に確保するための管理」に対する具体的な取り組みを踏まえ、河川砂防技術基準維持管理編を改定する。

- 管理水準の持続的な確保のための対応
- 管理技術を継承する人づくり、仕組みづくりへの対応
- 技術開発の強化と積極活用への対応
- 戦略的マネジメントへの対応

(1) 管理水準の持続的な確保

① 管理水準の確保に関する制度整備 ② 河川の規模や施設の重要度等に応じた管理水準の確保

(2) 管理技術を継承する人づくり、仕組みづくり

① データベースの構築 ③ 不法行為への適確な対応

② 管理の技術継承、人材育成 ④ 河道システムにおける施設管理

③ 地域の安全を支えてきた体制の維持・充実 ① 河道や施設の安全性を統合的に評価する技術の研究開発と実用化

④ 都道府県等の支援体制の整備 ② 許可工作物の確実な維持管理

(3) 技術開発の強化と積極活用

① 河道・堤防の効率的な点検・診断技術の開発と実用化 ⑥ 戦略的マネジメント

② コンクリート構造物等の点検・診断技術の実用化 ① 管理の現況評価と公表

③ 長寿命化に資する技術開発の推進 ② 河川構造物の長寿命化対策等の推進

④ 新技術等を開発を促し積極活用する仕組みづくり ③ 戦略的マネジメントの導入

4. 現場からの意見の反映

河川管理施設の維持管理は現場と密接な関係があり、現場の意見を踏まえ、河川砂防技術基準維持管理編に反映させていく。

5. 前回改定以降の要領、ガイドライン等の反映、関連通知の追加

前回改定時（平成25年5月）以降に改定、新設した要領・ガイドライン等について記述内容の整合を図る。